

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について」に関する取り扱い

「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会等に報告する基準について(31新都計第6295号、令和2年3月31日決定、以下「基準」という。)」に関する取り扱い(以下「取り扱い」という。)を次のとおり定める。

(基準1(1)に関する取り扱い)

基準1(1)の対象案件は、以下の①～④のすべてを満たすものとする。

- ① 基準1(1)アからエに掲げる地区、街区又は区域内において新設又は改修をしようとするもの
- ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物※に該当するもの
- ③ ②に該当する用途の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの
- ④ 基準1(1)アからエに掲げる地区、街区又は区域内で各制度を活用して、容積率、斜線制限等の緩和を受けるもの

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に基づき同施行令第五条で定められているもののうち、第1項第9号を除く。

この取扱いは、令和7年8月1日より施行する。